

電気・ガスセット割引約款  
＜小田急でんき・ガス＞

2019年4月1日適用

株式会社イーネットワークシステムズ

## 1. 目的

この電気・ガスセット割引約款（以下、「本約款」という。）は、電気および都市ガス需要を有するお客様について、株式会社イーネットワークシステムズ（以下、「当社」という。）と電気および都市ガスのご契約を合わせていただくことにより、電気料金の一部を割引する取り扱い（以下、「セット割」という。）を定めたものです。

## 2. 対象となるお客様

セット割は、低圧電力において、以下の条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様を対象といたします。

- ・ 当社の電気供給約款に基づく電気の需給契約（以下、「電気の契約」という。）を、当社との間で締結しているお客様であること
- ・ 当社のガス需給約款に基づく都市ガスの需給契約（以下、「ガスの契約」という。）を、当社との間で締結しているお客様であること
- ・ 当社が指定する契約メニューであること（セット割の対象メニューは当社ホームページ等で別途お知らせいたします）
- ・ 電気の需要場所とガスの需要場所が同一の需要場所であること
- ・ 電気の契約とガスの契約のご契約者名、電話番号、登録メールアドレスが同一であること
- ・ 当社所定の申込方法によりセット割のお申し込みをいただいたお客様であること

## 3. 契約の成立

セット割は、電気の契約およびガスの契約の双方を当社と既に締結しているお客様または締結する意思のあるお客様が、当社所定の申込方法によりセット割をお申し込みいただき、それを当社が承諾した時に成立いたします。

## 4. 契約期間

契約期間は、セット割が成立した日から、セット割が成立した時に現に契約している電気の需給契約の契約期間の満了までといたします。

契約期間満了に先立って、お客様または当社から別段の意思表示がない場合は、セット割は契約期間満了後も同一条件で1年間継続されるものとし、以降も同様といたします。

## 5. 料金の適用開始の時期

セット割料金の適用開始日は、セット割が成立した時に現に契約している電気の供給契約に基づく電気料金の適用開始日といたします。

ただし、お客様が当社の電気の使用を開始した後に当社のガスの使用を開始した場合には、当社がお客様からのセット割のお申し込みを承諾した日以降、最初に到来する電気の計量日とします。

## 6. 割引料金

当社は、セット割の対象となる電気料金の合計から、次の金額を割り引きます。ただし、差し引いた結果が負の数値となる場合には、電気料金を0円といたします。

### 電気・ガスセット割引額

料金プラン名	月額割引料金（税込）
従量電灯 B 東京 S（スモール）プラン	50 円
従量電灯 B 東京 M（ミディアム）プラン 従量電灯 C 東京 L（ラージ）プラン	150 円

なお、電気供給約款に基づき、基本料金を日割りにて計算する場合には、割引額は次の算式により日割り計算した金額とします。

$$\text{「月額割引料金」} \times \text{「日割対象日数} \div 30 \text{」}$$

## 7. セット割の消滅

- ① 当社は、お客様が、当社との間で締結している電気の契約またはガスの契約の一方または双方を解約しようとする場合は、お客様が当社に通知された解約期日に、セット割を廃止いたします。
- ② 当社は、お客様が 2.（対象となるお客様）に定める条件のうちの何れか 1 つでも満たさなくなった場合、セット割を解約する場合があります。

## 8. 供給条件の変更

- ① 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、セット割の料金その他条件は、変更後の約款によります。
- ② 当社は、本約款を廃止する場合があります。この場合、当社はあらかじめ当社ホームページ等を通じて、廃止日をお客様にお知らせいたします。

## 9. その他

その他の事項については、電気供給約款およびガス需給約款で定めるところによるものといたします。

以上